

## 第 2 2 号議案

### 公の施設の利用に関する協議について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 4 4 条の 3 第 2 項の規定により、下記のとおり市の公の施設を南丹市の住民の利用に供することについて同市と協議するため、同条第 3 項の規定により議決を求める。

令和元年 6 月 3 日提出

亀岡市長 桂 川 孝 裕

### 記

- |   |         |                      |
|---|---------|----------------------|
| 1 | 公の施設の名称 | 亀岡市水道施設              |
| 2 | 利用の内容   | 南丹市への水道用水の供給         |
| 3 | 協議の内容   | 水道用水の供給に関する基本協定書のとおり |

## 公の施設の利用に関する協議について

亀岡市と南丹市の水道事業経営の合理化及び業務の効率化を図ることにより市民への水道サービスの向上に資することを目的として、亀岡市水道施設を使用して南丹市に水道用水を供給するために協議を行うこと。